

ラーマヌジャのアーシュラマ論(2)

——『シュリー・バーシュヤ』III. 4. 17～27 読解——

木 村 文 輝

キーワード：Rāmānuja, Śrībhāṣya, vidyā, āśrama

第1節（続）

ūrdhvaretaḥsu ca śabde hi //17//

また、禁欲者達にも [明知があることは]、まさに天啓聖典において [説かれている]。

〈481〉【答論】禁欲者 (ūrdhvaretas) としての諸アーシュラマ¹⁾において、ブラフマンの明知 (vidyā) [があることは] は認められる。しかも、それら [の諸アーシュラマ] においては、アグニホートラ祭 (Agnihotra) や新満月祭 (Darśapūrṇamāsa) 等の諸祭式は [実践され] ない。故に、明知は祭式の支分ではない。

【論者】禁欲者としての諸アーシュラマは決して存在しない。なぜならば、

「生きている限り、[人は] アグニホートラ祭を実行する。」(?)²⁾

等 [という記述] によって、アグニホートラ祭や新満月祭等 [の祭式] を、生きている限り [実践する] 資格 [を説く] 天啓聖典があるからである。また、天啓聖典に矛盾する伝承聖典は認識根拠ではない (aprāmānya) からである³⁾。

【答論】そこで、『ブラフマ・スートラ』が「まさに天啓聖典において (śabde hi)」と述べる。すなわち、ヴェーダの聖句そのものの中に、それら (禁欲者としての諸アーシュラマ) は認められる。

「三つのダルマの部門がある。」(Chā. Up. II. 23. 1)

「また、森の中で信仰 (śraddhā) を苦行 (tapas) として念想 (upa-√ās) するこの者達」(Chā. Up. V. 10. 1)

「遊行者達はこの世界を望みつつ、遊行する。」(Br. Up. IV. 4. 22)

等 [という聖句] である。一方、生きている限り [祭式を実践すべきことを説く] 天啓

聖典は、執着を離れていない者 (avirakta) を対象とするものである⁴⁾。//17//

parāmarśaṃ jaiminir acodanāc cāpavadati hi //18//⁵⁾

[聖典では、禁欲者としてのアーシュラマに関する単なる] 言及が [なされている] と
ジャイミニは [考える]。教令がないが故に。また、[聖典は禁欲者としてのアーシュラ
マを] 非難しているからである。

〈482〉【論者】この、

「三つのダルマの部門がある。」(Chā. Up. II. 23. 1)

等というヴェーダの聖句の中に、禁欲者としての諸アーシュラマが認められる。した
がって、それら(禁欲者としての諸アーシュラマ)はまさに存在する。このように、
[定説者によって説かれた。しかし、]それは適切ではない。なぜならば、

「三つのダルマの部門がある。」(Chā. Up. II. 23. 1)

等という、このような[ヴェーダの]記述では、それらの[禁欲者としての]諸アー
シュラマに関する単なる「言及(parāmarśa)」がなされているからである。すなわち、
単なる再説明(anuvāda)という意味である。なぜ、このことが[言われるのか]。「教
令がないが故に(acodanāt)。」すなわち、[禁欲者としての諸アーシュラマを説く]規
定(vidhāna)がないからだという意味である。事実、ここには規定文[を示す]語
(vidhiśabda)⁶⁾が説かれていない。

「三つのダルマの部門がある。」(Chā. Up. II. 23. 1)

等[という聖句]によっては、まさに、主題とされている、聖音オーム(pranava)に
よるブラフマンの念想が称賛されている。なぜならば、[その一連の記述は、]

「ブラフマンに住する者は不死性に到達する。」(Chā. Up. II. 23. 1)

と結論づけられているからである。したがって、ここでは、[念想の称賛という]他の
目的のために、それらの[禁欲者としての]諸アーシュラマに関する単なる再説明がな
されているにすぎない。また、

「また、森の中で信仰(śraddhā)を苦行(tapas)として念想(upa-√ās)するこの者
達」(Chā. Up. V. 10. 1)

という[一節]も、神々の道(devayāna)に関する規定文(vidhi)を意図したものであ
る。故に、その場合でも[家長]以外のアーシュラマに関する規定文ではあり得ない。
さらにまた、

「実に、[祭]火を捨てるかの者は、神々の中の英雄(アグニ神)を殺す者である。」

(Tai. Sam. I. 5. 2)⁷⁾

等という天啓聖典は、[家長]以外のアーシュラマを非難しているからである。したがっ
て、禁欲者としての諸アーシュラマは存在しないと、ジャイミニ師は考える⁸⁾。//18//

anuṣṭheyam bādarāyaṇaḥ sāmyaśruteḥ //19//

[家長以外のアシュラマも] 実践されるべきだとバーダラーヤナは [考える]。[家長も他のアシュラマも] 等しく天啓聖典 [に説かれている] が故に。

〈483〉【答論】 家長としてのアシュラマと同様に、他のアシュラマも実践されるべきであると、尊師バーダラーヤナは考える。なぜか。「等しく天啓聖典 [に説かれている] が故に (sāmyaśruteḥ)。」すなわち、それらの [禁欲者としての] 諸アシュラマも、採択されるべきことが承認されている家長としてのアシュラマと等しく説かれているからである。

「三つのダルマの部門がある。」(Chā. Up. II. 23. 1)

という [聖句] をはじめとして、ブラフマンに住する者を称賛するための賛辞 (saṃkīrtana) は、家長としてのアシュラマと他 [のアシュラマ] とに対して等しく [適用される]。

さて、家長としてのアシュラマを再説明することは、[その存在が] 根拠にもとづいて確定されている場合のみ可能である。故に、それが [存在すると] 根拠にもとづいて確定されていることが、必ず承認されなければならないという見解がある。[その見解は、] それ (家長) 以外 [のアシュラマ] に関しても等しく [あてはまる]。さもなければ、[特定のアシュラマに] 固執することになるからである⁹⁾。

また、「家長の義務 (dharma) のみが、供儀 (yajña)、ヴェーダの学習 (adhyayana)、布施 (dāna)、苦行 (tapas)、梵行 (brahmacarya) というすべての語によって説かれている。梵行と苦行は家長のみに可能だからである」と言うのは適切ではない。

「三つのダルマの部門がある。」(Chā. Up. II. 23. 1)

という [聖句によって、ダルマの部門を] 三つ [のアシュラマ] にまとめた上で、[それらを] 第一のもの、第二のもの、第三のものと区分する表現 [をとること] は不適切だからである。したがって、

「供儀 (yajña)、ヴェーダの学習 (adhyayana)、布施 (dāna)」(Chā. Up. II. 23. 1)

という [記述] によって、家長としてのアシュラマが述べられている。ヴェーダの学習 (adhyayana) という語は、ヴェーダ [の読誦の] 反復 (vedābhyāsa) を意味している。苦行 (tapas) という語によって、林棲者 (vaikhānasa) と遊行者 (parivrājaka) [という二つのアシュラマ] が示されている。なぜならば、両者にとって苦行が最も重要なことだからである。事実、苦行 (tapas) という語は身体を苦しめることだと一般に知られている。そして、また、それは両者に共通のものである。梵行者 (brahmacārin) の義務 (dharma) こそが、梵行 (brahmacarya) という語によって示されている¹⁰⁾。

「ブラフマンに住する者は不死性に到達する。」(Chā. Up. II. 23. 1)

という [聖句] の中で、[三つのダルマの部門よりも] 後に説かれている「ブラフマン

に住する者 (brahmasamstha)」という語は、語源どおりの意味を示しており¹¹⁾、すべてのアーシュラマに等しく [適用される]。なぜならば、すべてのアーシュラマに属する者にとって、ブラフマンに住することは可能だからである。ブラフマンのもとに (brahmaṇi) 住すること (samsthā)、すなわち存すること (samsthiti) が、「ブラフマンに住する者たること (brahmasamsthatva)」である。そして、それはすべて [のアーシュラマに属する者] にとって、まさに可能である。ブラフマンへの専心が欠けており、単にアーシュラマに属しているだけの者達 (アーシュラマの義務を遂行している者達) は福德ある世界 (punyaloka) を享受する。彼らの中で、ブラフマンに専心する者のみが不死性 (amṛtva) を享受することになる¹²⁾。まさにそのことが、尊師パラージャラ (Parāśara) によって [次のように] 明確に述べられている。すなわち、

「プラジャーパティ (Prajāpati) の世界は、バラモン達のものである。」 (V. P. I. 6. 34)

から始まって、

「ブラフマー神の世界は遊行者達 (samnyāsin) のものであると伝承聖典に説かれている。」 (?)¹³⁾

で終わる [箇所] によって、ヴァルナとアーシュラマ [の義務を实践した] すべての人々にとっての、ブラフマー神の世界 (brahmaloka) への到達を頂点とする [すべての] 果報が示された上で、

「まさに賢者達が見る最高なる境地は、まさに心を一点に集中し、常にブラフマンを瞑想するヨーガ行者達のものである。」 (V. P. I. 6. 38)

という [箇所] によって、彼らの中でブラフマンに専心する者達のみが、ブラフマンに到達すると説かれているのである。

したがって、家長としてのアーシュラマと同様に、禁欲者としての諸アーシュラマも [聖典の中に] 認められる。故に、それら (禁欲者としての諸アーシュラマ) も承認されるべきである。また、

「また、森の中で信仰 (śraddhā) を苦行 (tapas) として念想 (upa-vās) するこの者達」 (Chā. Up. V. 10. 1)

という [箇所] において、神々の道 (devayāna) に関する規定 (vidhāna) は、「森 (āraṇya)」という [語によって示されている] 苦行を、最も主要な事柄とするアーシュラマ [の存在] が根拠にもとづいて確定されること (prāpti) を前提としている (apekṣatva)。故に、その場合にも、そ [のアーシュラマの存在] は根拠にもとづいて確定される (prāpti) と認められるべきなのである。//19//

〈484〉言及 (parāmarśa) という主張と規定 (vidhāna) という主張が [論じられた] 後に、家長としてのアーシュラマと同様に、これら (家長以外のアーシュラマ) も実践さ

れるべきだということが示された。その上で、これはまさに、すべてのアーシュラマに関する規定文 (vidhi) であり、[それらのアーシュラマが述べられているのは、単なる] 再説明 (anuvāda) ではないことを示すために、『ブラフマ・スートラ』は次のように述べる。

vidhir vā dhāraṇavat //20//

[聖典におけるすべてのアーシュラマについての記述は] 規定文に他ならない。[供儀の際に薪を柄杓の上に] 置くことと同様である。

【答論】 vā という語は強調を意味している。これはまさに、[すべての] アーシュラマに関する規定文 (vidhi) である。「置くことと同様である (dhāraṇavat)。」すなわち、[それが規定文であることは、次の比喻の場合と] 同様である。つまり、ディシュタ・アグニホートラ祭 (Dīṣṭa-agnihotra) に関して、「燃えている薪を [柄杓の] 下に保ちながら、祭壇に近づくべし (anudravet)。実に、神々のためであれば、[その薪を柄杓の] 上に保つ (dhārayati)」「(?) と [いう記述が] あれば、この場合は [単なる] 再説明 (anuvāda) と同種類のものである。たとえそうだとした場合、[燃えている薪を柄杓の] 上に保つことは [未だ] 知られていない。故に、[それは] 規定文 (vidhi) であると認められるのである¹⁴⁾。そのことは、『ミーマーンサー・スートラ』の「補助的な事柄 (śeṣalakṣaṇa) [の章]」において、[次のように述べられている。すなわち、]

「だが、[薪を柄杓の上に] 置くことに関する規定文がある。なぜならば、[それはその規定文] 以前には [知られてい] ないからである。」(MS III. 4. 3)¹⁵⁾

同様に、この [すべてのアーシュラマの実践を説く記述の] 場合にも、[それは、その記述がなければ未だ] 知られていないものである。故に、[その記述は] 規定文に他ならないと認められるべきである。

「梵行を成就した後に、家長となるべきである。家長の後には、林棲者となり、その後には、遊行者となるべきである。だが、そうでなくても、梵行そのものの後に、あるいは家長の後に、あるいは林棲者の後に遊行者となるべきである。……執着から離れた、まさにその日に、[人は] 遊行者となるべきである。」(Jābāla Up. 4)

という、『ジャーバーラ [・ウパニシャッド]』におけるアーシュラマに関する規定文が、あたかも存在しないかの如くに (asantam iva) [以上の事柄は] 論じられた¹⁶⁾。その上で、他 [の事柄を論じること] が目的であるこれらの記述においても、[すべての] アーシュラマ [の存在] が根拠にもとづいて確定されること (prāpti) は必ず認められるべきである。以上のことが提示された。

このように、[家長] 以外のアーシュラマに関する規定文 [が存在している] が故に、負債 (ṛṇa) に関する天啓聖典と、生きていく限り [供儀を実践することを説く] 天啓

聖典と、除外〔規定〕に関する天啓聖典は、執着から離れていない者のみを対象とするものだと理解されるべきである¹⁷⁾。また、ブラフマンの明知を持つ者による祭式は、〔彼が〕死に至るまで必ず実践されなければならないという規定を含む他の天啓聖典や伝承聖典は、それぞれ自らのアーシュラマにおける義務 (svasvāśramadharmā) を対象としている。

したがって、禁欲者達 (家長以外の者達) に対しても、ブラフマンの明知に関する規定は存在する。故に、明知によって人間の目的〔は達成される〕ということが確定されたのである。//20//

第2節¹⁸⁾

stutimātram upādānād iti cen nāpūrvatvāt //21//

「『チャーンドーギヤ・ウパニシャッド』 I. 1. 3は、ウドゥギータ等の〕単なる称賛を〔意図している〕。〔ウドゥギータ等は祭祀に〕含まれているが故に」と言うならば、そうではない。以前には〔知られてい〕ないが故に。

〈485〉今より、次のことが考察される。

「それ (聖音 Om) は、精 (rasa) の中で最高の精 (rasatama)、最高のもの、最も優れたもの、第八のものである。それはウドゥギータである。」 (Chā. Up. I. 1. 3)¹⁹⁾
このような記述は、祭祀の部分であるウドゥギータ等の単なる称賛 (stuti) を意図するものか、〔それとも、〕ウドゥギータ等を最高の精〔である聖音 Om〕等として瞑想すること (dr̥ṣṭi) の規定を目的とするものか²⁰⁾。これに関して、〔ここで〕示されている〔記述〕が〔ウドゥギータ等の〕念想 (upāsana) を意図したものであることを認めた上で、〔その〕念想は人間の目的〔を達成する手段〕であるが故に、〔その念想が〕必ずしも祭祀に含まれているわけではないと〔『ブラフマ・スートラ』 III. 3. 41において〕述べられた。

【論者】いずれが適切であるか。〔それらの記述はウドゥギータ等の〕「単なる称賛を」意図している。なぜか。ウドゥギータ等は〔祭祀に〕「含まれているが故に」。事実、ウドゥギータ等は祭祀の支分であると認めた上で、それらは最高の精等であると説かれている。〔そのことは、次の比喩と〕同様である。つまり、ジュフー (柄杓) 等は地 (pṛthivī) 等であると説いている記述、すなわち、「ジュフー (柄杓) はこれ (地) に他ならない。供犠火 (āhavanīya) は天界 (svarga loka) 〔に他ならない〕」(?) 等〔という記述〕は、その単なる称賛を意図している。この〔ウドゥギータ等に関する記述の〕場合も、それと同様である。

さて、このような疑問が生じて、「単なる称賛を [意図している]。含まれているが故に」(BS III. 4. 21) と [論者が] 述べた。すなわち、ウドゥギータ等は [祭祀に] 含まれているが故に、これらの [ウドゥギータ等に関する] 記述は、まさに、それ (ウドゥギータ等) の単なる称賛を意図して述べられている [という主張である]。

これに対して答える。

【答論】「そうではない。以前には [知られてい] ないが故に。」すなわち、[ウドゥギータ等の] 単なる称賛 [を意図している] というのは適切ではない²¹⁾。なぜか。「以前には [知られてい] ないが故に。」すなわち、[未だ] 認識されていないからである。事実、ウドゥギータ等が最高の精等であることは他の認識手段 (pramāṇa) によっては認識されていない。それ故、それが優れたものであるという知識を生じさせるためには、[ウドゥギータ等は] 最高の精等であると、[聖典は] 繰り返し説くべきである。

また、[次のように述べることも] できない。すなわち、ウドゥギータ等に関する規定文が、この [記述の] 近くに [示されている]。故に、「ジュフー (柄杓) はこれ (地) に他ならない。供犠火 (āhavanīya) は天界 (svarga loka) [に他ならない]」等という [記述の] 場合と同様に、[先に示したウドゥギータ等に関する記述 (『チャーンドーギヤ・ウパニシャッド』 I. 1. 3) には、] それ (ウドゥギータ) に関する文章のまとまり (ekavākyatva) がある。故に、いかなる規定文によってであれ、それ (ウドゥギータ等) の称賛を意図したものであると認められるべきである。[このように述べることはできない。]²²⁾

したがって、[先に示したウドゥギータ等に関する記述は、] 祭祀が強力になること等という果報を成就するために、ウドゥギータ等を最高の精等として瞑想すること (dṛṣṭi) の規定 (vidhāna) に他ならないというのが、適切 [な理解] である。//21//

bhāvaśabdāc ca //22//

また、行作 (bhāva) [を表す] 語があるが故に²³⁾。

また、

「念想すべし (upāsīta)。」(Chā. Up. I. 1. 1)

等という、「行作 [を表す] 語があるが故に」、[先に示したウドゥギータ等に関する記述は] 規定文を意図したものに他ならないということが適切 [な理解] である。なぜならば、規定文 [を示す] 接辞 (vidhipratyaya) と結びついた「行為 (kriyā)」[を表す] 語は、規定されることこそがその目的であると示しているからである。それ故、これらの聖句 (śruti) は、念想 (upāsana) の規定 (vidhāna) を目的とするものである。//22//

第3節²⁴⁾

pāriplavārthā iti cen na viśeṣitatvāt //23//

「[ウパニシャッドの中で語られている物語は] パーリプラヴァ²⁵⁾のためである」と言うならば、そうではない。[パーリプラヴァで用いられる物語は] 限定されているが故に。

<486>

「ディヴォーダーサ (Divodāsa) の子孫であるプラタルダナ (Pratardana) が、実際に、インドラ神の愛すべき居所にやって来た。」(Kau. Up. III. 1)

「シュヴェータケートウ (Śvetaketu) は、まさに、アルナ (Aruṇa) の子孫であった。」(Chā. Up. VI 1. 1)

等という、ウパニシャッドの中で [語られている] このような物語は、パーリプラヴァ (pāriplava) における朗誦 (prayoga) のためのものなのか、それとも、特定の明知 (vidyā) を生じさせるためのものなのか²⁶⁾。このことが [次に] 考察される。

【論者】「[アシュヴァメーダ祭の際に] 物語を読誦する」(Āśvalāyana Śrautasūtra X. 6)²⁷⁾というように、パーリプラヴァで物語が用いられる。それ故、[このような物語が] 明知 (vidyā) [の生起] を主要 [な目的] としているというのは適切 [な理解] ではない。

【答論】そうではない。すべての物語が、パーリプラヴァにおける朗誦で用いられなければならないわけではない。なぜか。使用 [される物語] は「限定されているが故に」。「[アシュヴァメーダ祭の際に] 物語を読誦する」(Āśvalāyana Śrautasūtra X. 6) と述べられた後に、その同じ個所で、「ヴィヴァスヴァット (Vivasvat) の息子であるマヌ (Manu) 王」(Āśvalāyana Śrautasūtra X. 7) 等 [と述べられること] によって、[朗誦に用いられるのは] マヌ等の物語に限定されている。したがって、それら [の物語] のみが、そこ (パーリプラヴァ) では用いられると理解される。それ故、ウパニシャッドの中で物語 [を語っている] すべての聖句 (śruti) が、パーリプラヴァにおける朗誦のためのものではない。そうではなくて、[それらは] 明知 [の生起] に関する規定文 (vidhyāvidhi) のためのものである。//23//

tathā caikavākyopabandhāt //24//

また、[祭式の場合と] 同様に、[それらの物語は規定文との] 文章のまとまりによって結びついているが故に²⁸⁾。

また、[ウパニシャッドの中で語られている物語は、]

「愛しき者よ。実にアートマンは見られるべきである。」(Br. Up. II. 4. 5)

等という規定文との「文章のまとまり (ekavākyatā)」によって結びついているが故に、[それらの] 物語に関して、それらは明知に関する規定文のためのものであると理解される。[それは、]

「彼は泣いた。」(Tai. Sam. I. 5. 1)

等という [記述] が、祭式に関する規定文のためのものであり、パーリプラヴァのためのものではないのと同様である。//24//

第4節

ata eva cāgnīndhanādyanapekṣā //25//

また²⁹⁾、それ故にこそ、[禁欲者達においては、] 祭火を灯すこと等は必要ない。

<487> 称赞 [の問題] に付随して、[第2節と第3節では] それぞれに異なる特定の関わりから、二つの事柄が考察された。

[さて、] 明知を有しながら、禁欲者としての諸アーシュラマに属している者達がいることが、

「また、禁欲者達にも [明知があることは]、まさに天啓聖典において [説かれている]。』(BS III. 4. 17)

というストラ等によって述べられた。ここで、禁欲者は供儀 (yajña) 等 [を実践し] ないが故に、[彼には] それ (供儀等) を支分として有する明知はあり得ないという疑問が [生じる。そこで]、「また、それ故にこそ、[禁欲者達においては、] 祭火を灯すこと等は必要ない」(BS III. 4. 25) と述べたのである³⁰⁾。なぜならば、禁欲者としての諸アーシュラマに属している者は、[供儀等を実践していなくても] 明知と結びついていることが天啓聖典によって認められているからである。すなわち、

「ブラフマンに住する者は不死性に到達する。」(Chā. Up. II. 23. 1)

「また、森の中で信仰 (śraddhā) を苦行 (tapas) として念想 (upa-√ās) するこの者達」(Chā. Up. V. 10. 1)

「遊行者達はこの世界を望みつつ、遊行する。」(Br. Up. IV. 4. 22)

「それを望みつつ、彼らは梵行を修する。」(Kāthā Up. II. 15)

等という [聖句] によって [認められているのである]。「それ故にこそ」、禁欲者達においては、明知のために「祭火を灯すこと等は必要ない」のである。「祭火を灯すこと」とは、祭火を [常に] 保持すること (agnyādhāna) である。彼らにおける明知は³¹⁾、[祭火の] 保持を前提とするアグニホートラ祭や新満月祭等の祭式を必要としない³²⁾。[彼らにとっては] 自らのアーシュラマに規定された行為のみが必要だという意味である。

第5節

sarvāpekṣā ca yajñādīruter āsvavat //26//

また、[明知は] すべて [の祭式] を必要とする。供儀等に関する天啓聖典 [に説かれている] が故に。馬 [の場合] と同様である。

〈488〉

【問】もし [禁欲者達にとって]、明知が供儀等 [の実践] を必要とすることなく必ず不死性 (amṛtva) をもたらすのであれば、家長達にとっても、[明知は] それ (供儀等の実践) を必要とすることなく必ず [不死性を] もたらすはずである。供儀等に関する天啓聖典も、

「[バラモン達は] 知りたいと欲している。」(Br. Up. IV. 4. 22)

という聖句によって、祭式が明知 (vedana) の支分であるとは説いていない。

【答論】それ故、「[明知は] すべて [の祭式] を必要とする (sarvāpekṣā)」(BS III. 4. 26) と述べたのである。すなわち、祭式を実践する家長達にとって、明知は明らかに、アグニホートラ祭等³³⁾のすべての祭式を必要とするのである³⁴⁾。なぜか。「供儀等に関する天啓聖典 [に説かれている] が故に。」

「バラモン達は、ヴェーダの復唱 (vedānuvacana) によって、供儀によって、布施によって、苦行によって、断食によって、それを知りたいと欲している。」(Br. Up. IV. 4. 22)

等という [聖句] によって、まさに、供儀等は明知の支分として説かれている。供儀等によって「知りたいと欲している」とは、知ることを望んでいるということ、すなわち、供儀等 [の実践] によって明知 (vedana) を獲得することを望んでいるという意味である。

供儀等が明知 (jñāna) [を獲得するため] の手段である場合にのみ、「供儀等 [の実践] によって明知 (jñāna) を獲得することを望んでいる」という表現は適切である。[それはあたかも、] 刀が [人を] 殺す手段である場合に、「[彼は] 刀で [人を] 殺すことを望んでいる」という表現 [がなされること] と同様である。したがって、供儀等は明知 (jñāna) [を獲得するため] の手段であると理解される。

また、[そのような] 明知 (jñāna) は、[聖典の] 言葉の意味に関する知識 (vākṣārthajñāna) とは異なるものであり、瞑想 (dhyāna) や念想 (upāsana) 等という言葉で示されるものであり、最も明瞭な直接知覚という性質を獲得した想起を本質とするもの (viśadatamapratyakṣatāpannasmṛtirūpaṃ) であり、卓越した愛 (niratisayapriyam) で

あり、日々の実践によって卓越性の増大するものであり、死に至るまで存続するものであり、解脱 [を獲得するため] の手段であると、先に我々は論じた。[それは、]

「[明知は] 何度も反復 [されるべきである]。[聖典の中で] 教示されているが故に。」(BS IV. 1. 1)

等という [ストトラ] によっても説かれている。また、このような本質を有する瞑想 (dhyāna) は、日々実践されている日常のおよび臨時の祭式という、最高者を喜悅させること (ārādhana) を本質とするものによって [喜悅させられた] 最高者の恩寵 (prasāda) によって生ずる。このことが、供儀等によって「知りたいと欲している」という聖典 [の記述] から理解されるのである。したがって、祭式を実践する家長達にとって、明知は供儀等という日常のおよび臨時のすべての祭式を必要とするのである³⁵⁾。

「馬 [の場合] と同様である。」³⁶⁾すなわち、人間が移動するための手段である馬には、それ (馬) 自身を補助する手綱や馬丁が必要である。それと同様に、解脱の手段である明知にとっても、日常のおよび臨時の祭式が [明知を] 補助するものとして必要なのである。そのことを、まさに神は自ら次のように述べたのである。

「供儀、布施、苦行という行為を放棄してはならない。それらはまさに実践されるべきである。供儀、布施、苦行こそは、賢者達にとっての浄化具である。」(BhG XVIII. 5)

「万物の源泉であり、この一切に遍満している彼の者を、自らの行為によって崇め、人は成就を見出す。」(BhG XVIII. 46)

//26//

第6節

śamadamādyupetaḥ syāt tathāpi tu tadvidhes tadaṅgatayā teṣām apy avasīyānuṣtheyatvāt //27//³⁷⁾

たとえそうだとし、平静や自制等を保持すべきである。それ (明知) の支分としてそれら [を説く] 規定文があるが故に。それらも必ず実践されるべきであるが故に。

〈489〉家長にとって³⁸⁾、平静 (śama) や自制 (dama) 等³⁹⁾も実践されるべきなのか、それとも、そうではないのかということが考察される。

【論者】 諸行為の実践は、内的、および外的な感官の働きを本質とするものであり、平静や自制等はそれと反する本質を有している。それ故、[平静等が家長によって] 実践されることはできない。

このように [論者が] 結論づけたのに対して、我々が答える。

【答論】たとえ家長が感官の働きからなる諸行為を行っているとしても、彼が明知を有している (vidvad) のであれば、平静や自制等を保持すべきである。なぜか。「それ (明知) の支分としてそれら [を説く] 規定文があるが故に。」すなわち、それらは明知の支分である [ことを示す次のような] 規定文があるからである。

「それ故、このように知る者は、平静であり、自制しており、静かで、忍耐強く、心を統一しており、自らの中のみアートマンを見る。」(Br. Up. IV. 4. 23)⁴⁰⁾

明知の生起 (vidyotpatti) にとって、平静や自制等は精神集中 (cittasamādhāna) を本質とするものであるため、助けとなるものだと認められる。また、明知の確立 (vidyānivr̥tti) のためにも、平静や自制等というそれらの事柄は、必ず実践されるべきである。故に、[家長にとっては] それらも実践されるべきである。また、「感官の働きは、それら (平静や自制等) とは反対の性質のものであるから、行為と平静や自制等は相互に矛盾するものだ」と言うことは [適切では] ない。なぜならば、[諸行為の実践と平静や自制等の] 対象は異なっているからである。つまり、感官の働きは規定された [諸行為] に関するものであり、それ (感官) の停止は、規定されていない [諸行為] や無目的 [の諸行為]⁴¹⁾ に関するものである。故に、「感官の働きを本質とする諸行為に従事する者は、潜勢力 (vāsana) の故に平静や自制等を行うことができない」と言うこと [も適切では] ない。規定された諸行為は最高者を喜悅させるものであり、[それらの諸行為は] 彼 (最高者) の恩寵によって [平静等に] 反するすべての潜勢力を止滅させる原因であるからである。したがって、家長にとっては、平静や自制等も実践されるべきである。

//27//

註

本稿は、拙稿「ラーマヌジャのアージュラマ論(1)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要人間文化』38, 2023, pp. 124-106) の続編である。和訳に際しての底本と参考書、ならびに、註で使用する略号と文献は同拙稿を参照されたい。

- 1) ここでは禁欲者としての āśrama が複数形で示されている。[渡瀬 1982: 21 n. 6] によれば、*Baudhāyana Dharmasūtra* II. 11. 27, *Gautama Dharmasūtra* I. 3. 3, *Āpastamba Dharmaśūtra* II. 23. 6 では、家長以外の3つの āśrama が禁欲者 (ūrdhvaretas) と呼ばれているとのことである。ちなみに、ūrdhvaretas の原義は「精液を上方に保つ者」である。
- 2) この聖句の典拠を、R 訳 (vol. 3 p. 354) は不明とし、K 訳 (vol. 3 p. 943) は *Āpastamba Śrautasūtra* III. 14. 8 としているが、筆者未見である。
- 3) この箇所は Mīmāṃsā 派の所論である。R 訳 (vol. 3 p. 355 n. 1) による。
- 4) この sūtra では、禁欲者としての āśrama が天啓聖典にもとづくものではないという論者に対して、それを認める天啓聖典が存在することが示されている。この点について、Śaṅkara と Rāmānuja の解釈は一致している。
- 5) Śaṅkara と Bhāskara は sūtra 中の acodanāc の部分を acodanā と記している。ただし、

- Bhāskara は注釈の中で、「教令がなく、規定文を示す言葉がないからである (acodanād vidhāyakaśabdābhāvāt)」と述べているため (Bh. BSBh III. 4. 18, p. 204 l. 21)、[中村 1951: 323 n. 1] は、「Bh. の見たストトラは—^oāc ca とあつたのであらう」と述べている。
- 6) Ś. BSBh III. 4. 18 (p. 789 l. 12) は「liñ (願望法を表す人称語尾) 等のいずれかの、教令 (codanā) [を示す] 語」と説明している。
- 7) この聖句を Śaṅkara、Bhāskara、Rāmānuja が等しく引用している。
- 8) この sūtra に対して、Śaṅkara、Bhāskara、Rāmānuja は一致した解釈を示している。ただし、Śaṅkara の解釈が最も詳細である。
- 9) 底本では kim anyatrābhiniवेशāt? とされているが、G 本 (p. 355 l. 5) と U 本 (vol. 2 p. 545 ll. 2-3) に従い、kim を省略した。
- 10) 供犠と Veda の学習と布施が家長としての āśrama を表しており、「梵行」が梵行者 (学生) としての āśrama を表していることは、Śaṅkara と Rāmānuja によって等しく認められている。しかし、Śaṅkara は「苦行 (tapas)」という語が林棲者と遊行者という 2 つの āśrama を示しているという「ある人々 (kecit)」の見解を否定し、「苦行」は林棲者としての āśrama のみを示していると主張するのに対して (Ś. BSBh III. 4. 20, p. 793 l. 8-p. 794 l. 3)、Bhāskara と Rāmānuja は、「苦行」によって林棲者と遊行者という 2 つの āśrama が表されていると解釈する。この点に関して Śaṅkara は、「4 種類として一般に認められている āśrama が、[苦行という語によって林棲者と遊行者の 2 つの āśrama をまとめることで] 3 種類として扱われるのは適切ではない」(Ś. BSBh III. 4. 20, p. 794 ll. 5-6) と述べている。ちなみに、Śaṅkara が否定した「ある人々」の見解は、[正信 1979] によれば Vṛttikāra のものである。また、[中村 1955: 79-80] によれば、Vṛttikāra の見解を、Rāmānuja は尊重するのに対して、Śaṅkara はそのほとんどすべてを排斥しているとのことである。
- 11) Śaṅkara は、「Brahman に住する者 (brahmasamstha)」という語で遊行者としての āśrama が表されていると解釈する。その際に、彼は論者の意見として、この語を語源 (yoga) どおりに解釈すれば、4 つのすべての āśrama に当てはまることになる。また、それを慣用的用法 (rūḍhi) で解釈すれば、特定の āśrama に属することのみによって「不死性」に到達することになり、明知の役割が失われるという批判を示している。もっとも、その批判に対して Śaṅkara は、この語を語源どおりに解釈したとしても、Brahman に住することは、あらゆる行為を放棄して Brahman に専心することであり、それを行い得るのは遊行者だけである。また、Brahman に住することは、平静 (śama) や自制 (dama) 等に支えられており、明知の役割が失われることはないと反論している (Ś. BSBh III. 4. 20, p. 795 l. 1-p. 796 l. 3)。これに対して Rāmānuja は、「Brahman に住する者」という語は語源どおりに解釈されるべきであり、それは 4 つの āśrama のいずれに属する者にとっても実現可能な事柄だと主張している。
- 12) Śaṅkara は「Brahman に住する者 (brahmasamstha)」を遊行者としての āśrama に属する者とみなすことで、「最初の 3 つの āśrama (梵行者、家長、林棲者) に属する者達は福德ある世界を享受する。残りの遊行者のみが不死性を享受する」(Ś. BSBh III. 4. 20, p. 795 l. 1) と解釈している。
- 13) この一節の典拠を、K 訳 (vol. 3 p. 946) と R 訳 (vol. 3 p. 358) は V. P. I. 6. 37 と記しているが、私が参照した V. P. の底本では該当する一節が見当たらず、典拠を確認できなかった。
- 14) 引用された聖句の中で、薪を柄杓の上に「保つ (dhārayati)」ことは直接法で示されているため、一般的には規定文 (vidhi) とはみなされない。しかし、ここで示されている事柄は、他の聖典等からは知られないことであるため、この一節を規定文として扱うべきことがここでは示されている。それと同様に、Chā. Up. II. 23. 1 における家長以外の āśrama に関する

る記述も、規定文としての体裁を整えていないけれども、他の聖典から知られない内容であるため、規定文として扱うべきことが以下に述べられている。

- 15) この sūtra を Śaṅkara と Rāmānuja は vidhis tu dhāraṇe'pūrvatvāt と記し、Bhāskara は vidhis tu dhāraṇam apūrvatvāt とする。K 訳 (vol. 3 p. 947) はそれを MS III. 4. 3 とみなし、R 訳 (vol. 3 p. 359) は MS III. 4. 15 と記す。Ś. BSBh の訳者の間でもその同定をめぐっては見解が分かれている。この点については [金倉 1984b: 428 n. 2] を参照。ただし、現行の MS III. 4. 3 は vidhis tv apūrvatvāt syāt であり、MS III. 4. 15 はまったく異なるものである。
- 16) Jābāla Up. 4 の存在を前提とすれば、Chā. Up. II. 23. 1 に述べられている家長以外の āśrama に関する事柄は、既に同 Up. で規定されていることになるため、Chā. Up. II. 23. 1 の記述は単なる再説明 (anuvāda) にすぎず、規定文 (vidhi) ではないことになる。そのため、ここでは Jābāla Up. 4 を「あたかも存在しないかの如くに」と論じているのである。この点に関しては Śaṅkara も同じ立場である (Ś. BSBh III. 4. 20, p. 796 ll. 3-11)。
- 17) 「負債に関する天啓聖典」とは、パラモンは神々と聖仙と祖先に対する負債を抱えて生まれてくるが、供犠、ヴェーダの学習、子孫をもうけることでその負債から解放されることを説く Tai. Saṃ VI. 3. 10. 5 を、「生きている限り [供犠を実践することを説く] 天啓聖典」とは、ŚBh III. 4. 17 で引用された Āpastamba Śrautasūtra III. 14. 8(?) を、「除外 [規定] に関する天啓聖典」とは、ŚBh III. 4. 18 で引用された Tai. Saṃ. I. 5. 2 をそれぞれ指している。以上、ŚP III. 4. 20 (vol. 2 p. 546 ll. 2-3)、R 訳 (vol. 3 p. 360 n. 1) による。
- 18) ŚP III. 4. 21 (vol. 2 p. 547 l. 14) は、この節 (adhikaraṇa) は付随的なもの (prāsaṅgika) だと述べている。
- 19) Chā. Up. I. 1. 2 において、「地は万物の精 (rasa)、水は地の精、草木は水の精、人は草木の精、語は人の精、讃歌 (rk) は語の精、歌詠 (sāman) は讃歌の精、udgītha は歌詠の精」と記されており、引用箇所はそれに続くものである。
- 20) Chā. Up. I. 1. 3 の記述は釈義 (arthavāda) か規定文 (vidhi) かという問題提起であり (ŚP III. 4. 21, vol. 2 p. 547 ll. 18-19)、Śaṅkara も同様の解釈である。
- 21) Chā. Up. I. 1. 3 が「単なる称賛」ではない理由が、ここでは 3 つ示されている。その内容を解説するために、ŚP III. 4. 21 (vol. 1 p. 548 ll. 5-12) はまず始めに、称賛が成立する 3 つの条件を次のように提示する。
 「称賛 (stuti) は、①他の認識手段によって知られている特徴の再説明によるか、② [未だ] 知られていない特徴の規定によるか、③主要な内容 (規定文) の近くに示されている特徴とは異なること、もしくは、他の内容の近くに示されている特徴と結びついていることによって、示される。」
 その上で、①の条件は、BS III. 4. 21 自体が「以前には [知られてい] ないが故に」と述べることによって否定されている。②の条件は、udgītha そのものが最高の精等であるというわけではないから、それを規定することはできないとの理由で否定される。③の条件は、次に引用した理由によって否定される。これらの事柄を明らかにした上で、ここでは Chā. Up. I. 1. 3 が udgītha の単なる称賛ではなく、udgītha 等を最高の精等として「瞑想すること」が規定されていることが明らかにされるのである。
- 22) この箇所について、ŚP III. 4. 21 (vol. 1 p. 548 ll. 13-15) は次のように解説している。
 「[juhū (柄杓) は] これに他ならない」から始まる記述は、祭式の規定文に関する議論の近くに位置している。それ故、「文章のまとまりが成立している場合、文章を分けるべきではない (sambhavaty ekavākyatve vākyabhedas tu neṣyate)」という理論により、文章のまとまりを維持するため、[その記述は文章全体の中の] 主要な部分 (規定文)

ではないことになる。故に、[その記述は] 称賛であると理解される。しかし、この場合 (Chā. Up. I. 1. 3)、[その記述は juhū (柄杓) の例と] 同様に、[規定文の] 近くに位置しているわけではないので、文章のまとまりは存在しない。故に、[その記述が] 称賛であるというのは適切ではない。」

- 23) ŚP III. 4. 22 (vol. 2 p. 548 ll. 18-19) は、sūtra における bhāva という語を kriyā と置き換えた上で、bhāva という語は規定文を表す接辞 (vidhipratyaya) と結びついていることを指摘している。Śaṅkara も、sūtra における bhāva という語を規定文 (vidhi) の意図で用いている可能性を [金倉 1984b: 430-431 n. 1] が指摘している。また、ŚP III. 4. 22 (vol. 2 p. 548 ll. 17-18) は、sūtra 21 は Chā. Up. I. 1. 3 が udgītha 等についての規定文であるとする論者の見解を否定するものであったのに対して、sūtra 22 はそれが udgītha の念想 (upāsana) についての規定文であるという自説を確定するものであることを明言している。
- 24) ŚP III. 4. 23 (vol. 2 p. 549 l. 1) は、この節 (adhikaraṇa) も付随的なもの (prāsaṅgika) だと述べている。ちなみに、この節に対する Śaṅkara の解釈は、Rāmānuja のそれとほぼ同様である。
- 25) pāriplava とは、Aśvamedha 祭において朗読される物語のことであり、1 年間を通じて、時々繰返されるべきものである。祭官が祭主である王とその家族と顧問官に対して朗読するものであり、Śrautasūtra に朗読されるべき物語とタイミングが記されている。以上、[金倉 1984b: 432 n. 1] と R 訳 (vol. 3 pp. 363-364 n. 1) を参考にした。
- 26) 「vidyā に関する規定 (vidhāna) のため」という意味である (ŚP III. 4. 23, vol. 2 p. 549 l. 4)。
- 27) R 訳 (vol. 2 p. 363) による。筆者未見。
- 28) ŚP III. 4. 24 (vol. 2 p. 549 l. 13) は、sūtra における upabandha という語を anvaya と置き換えている。
- 29) ŚP III. 4. 25 (vol. 2 p. 550 l. 3) は、sūtra における ca という語は疑問が存在することを示していると解説している。
- 30) Śaṅkara は、sūtra における「また、それ故にこそ (ata eva ca)」という部分は BS III. 4. 1 を受けているとみなすとともに、ここでは、人間の目的 (解脱) は vidyā によって達成されるものであり、祭火を灯すこと等を前提とする祭式の実践は、vidyā にとっては必要ないことが示されていると解釈している (Ś. BSBh III. 4. 25)。ちなみに、Bhāskara と Rāmānuja はこの sūtra の対象を禁欲者 (ūrdhvaretas) に限定するのに対して、Śaṅkara はそれを明記していない。しかし、Śaṅkara によれば、vidyā を有することができるのは禁欲者のみであるため、彼にとって、それは自明のことだと思われる。反対に、Rāmānuja は家長をはじめとする禁欲者以外の者も vidyā を有することができると主張する点で、Śaṅkara とは明らかに異なる立場にあることは注意すべきである。
- 31) 底本では……karmānapekṣā, teṣu vidyā とされているが、G 本 (p. 357 l.16) と U 本 (vol. 2 p. 550 l. 9) に従って……karmānapekṣā teṣu vidyā/ と訂正した。
- 32) Rāmānuja によれば、聖典は家長と禁欲者の双方に vidyā を有する可能性を認めているが、祭式の実践は禁欲者には義務づけられていない。このことから、禁欲者にとっては祭式が vidyā の不可欠な支分ではないことが窺われる。R 訳 (vol. 3 p. 365 n. 1) を参考にした。
- 33) U 本 (vol. 2 p. 550 l. 15) はこの箇所を「供儀等 (yajñādi)」としている。
- 34) この sūtra を、vidyā は祭式の実践を必要とするか否かを論ずるものだとみなす点で、Śaṅkara と Rāmānuja は一致している。しかし、Rāmānuja のみは、ここでの対象を「祭式を実践する家長達」に限定している。一方、対象を限定していない Śaṅkara は、sūtra 25 では vidyā にとって祭式が不要だと説かれ、sūtra 26 では祭式が必要だと説かれている矛盾をここ

- で問題としている。この問題に対して、Śaṅkara は「生起した vidyā は、結果の成就（解脱）に対しては他の如何なるものをも必要としない。しかし、[vidyā の] 生起に対しては [他のものを] 必要とする。…… [祭式等は] vidyā に対する欲求 (vividiṣā) と結びついているが故に、それらは [vidyā を] 生起させる手段であると決定されている」(Ś. BSBh III. 4. 26, p. 802 ll. 2-6) と述べ、祭式等の実践は、vidyā の生起にとっては必要であるけれども、いったん生起した vidyā が解脱をもたらすためには不要であると論じている。
- 35) Rāmānuja はこの sūtra を、BS III. 4. 9における「だが、[Brahman の明知を持つ者達による祭式の放棄も、聖典の中には] 等しく認められる」に対する注釈の中で引用し、vidyā にとって必要な祭式は「[世俗的な] 果報に対する期待を欠いた供儀等」であり、「[世俗的な] 果報を目的とする供儀等」は vidyā を妨げるものとして放棄されなければならないと解説している (ŚBh III. 4. 9, vol. 3 p. 939 ll. 2-6)。
- 36) sūtra のこの部分に対して、Śaṅkara と Bhāskara は「適性 (yogyatā)」を示していると解釈する。その上で、Śaṅkara は「馬は、鋤を曳くには適していないが、車を駆るには適している。同様に、āśrama [に規定された] 諸行為は、vidyā にとって、[それが] 果報を成就させるためには必要ではないが、[それが] 生起するためには必要である」(Ś. BSBh III. 4. 26, p. 803 ll. 1-3) と解説し、Bhāskara は「馬は、人を乗せること等には適しているが、鋤 [を曳く] 行為には適していない。同様に、祭式と結びついた vidyā は、解脱 (apavarga) の獲得に適している」(Bh. BSBh III. 4. 26, p. 210 ll. 24-25) と解説している。
- 37) Rāmānuja はこの sūtra のみで独立の節 (adhikaraṇa) としているが、Śaṅkara と Bhāskara は、sūtra 26 と 27 で 1 つの節としている。ちなみに、Bhāskara は sūtra 中の tadvidhes における tad を記しておらず、Śaṅkara と Bhāskara は sūtra 中の teṣām apy avaśyānuṣṭheyatvāt の部分の apy を記していない。
- 38) この sūtra の対象を、Rāmānuja は「vidyā を持つ家長」に限定するのに対して、Śaṅkara は「vidyā を求める者 (vidyārthin)」(Ś. BSBh III. 4. 27, p. 803 l. 7) としている。ちなみに、Śaṅkara はこの sūtra の内容を次のようにまとめている。「供儀等と、平静や自制等という、āśrama に応じて [実践される] āśrama におけるあらゆる諸行為は、vidyā の生起の際に必要とされるべきである。その場合でも、「このように知る者は (evamvid)」(Br. Up. IV. 4. 23) というように、平静等は vidyā と結びついているが故に、[vidyā と] 近いものであり、vidyā [を生起させる] 手段である。一方、供儀等は vidyā に対する欲求 (vividiṣā) と結びついているが故に、[平静等] よりも外的なものとみなされるべきである。」(Ś. BSBh III. 4. 27, p. 804 ll. 3-6)
- 39) 平静 (śama) と自制 (dama) はいずれも感官の制御からなる徳目である。前者が内的感官、後者が外的感官を対象とするようだが、Rāmānuja の記述は必ずしも一定していない。この点に関して、詳しくは [木村 2014a: 329-330] を参照されたい。
- 40) この聖句を Śaṅkara、Bhāskara、Rāmānuja が等しく引用している。その上で、Śaṅkara はこの聖句が規定文 (vidhi) であることの論証に力を注いでいる (Ś. BSBh III. 4. 27)。
- 41) ŚP III. 4. 27 (vol. 2 p. 552 ll. 13-15) によれば、ここでは「身体を維持するための最小限の食物摂取等は除外」されており、「解脱を望む者にとっての無目的 [の諸行為] とは、欲望にもとづいて行われる祭式 (kāmyakarman)」とのことである。

略号と文献補遺

2、『シュリー・パーシュヤ』以外のテキスト

Jābāla Up.: *Jābāla-upaniṣad*. See *Upaniṣads*.

Kaṭha Up.: *Kaṭha-upaniṣad*. See *Upaniṣads*.

Kau. Up.: *Kauṣītaki-brāhmaṇa-upaniṣad*. See *Upaniṣads*.

Tai. Saṃ.: *Taittirīya-saṃhitā*. Ed. by Kāśīnāthaśāstri, *Kṛṣṇayajurvedīyataittirīyasamhitā*. (Ānandāśrama Sanskrit Series, No. 42), parts 2, 4, Poona: Ānandāśrama, 1979, 1991.

3、その他の参考文献

正信公章 1979 「Vedānta 学者 Bhāskara の研究(1)― Śaṅkara の Brahma Sūtra bhāṣya に言及される一異見をめぐって―」『印度学仏教学研究』27(2), pp. 930-927.

中村元 1955 『ヴェーダーンタ哲学の発展』岩波書店.

渡瀬信之 1982 「古典期ヒンドゥー社会のアーシュラマとカースト」『文明』36, pp. 5-22.